

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

## 資源集団回収実施団体奨励金交付申請書類の紛失について

### 1 概要

保土ヶ谷区内の資源集団回収実施団体(以下「実施団体」という。)から平成 21 年 1 月実施分の奨励金が交付されていない旨の問合せがあり調査したところ、当該団体を含む保土ヶ谷区内 11 実施団体の申請書類(奨励金交付申請書及び回収伝票)を紛失していたことが判明しました。

※ 資源集団回収とは、町内会、自治会などの市民団体(実施団体)と資源回収業者が実施する資源物(古紙類・布類・金属類・びん類)の回収です。回収量に応じて実施団体に横浜市から奨励金(3 円/kg)が交付されます。

申請書類については、資源循環局収集事務所で受付け記入漏れなどがいないか確認し、家庭系対策課に提出します。家庭系対策課では内容を審査の上、奨励金を交付します。

### 2 経過

5 月 20 日(水) 昼過ぎ頃 A 実施団体より 1 月実施分の奨励金の振込がない旨保土ヶ谷事務所に問合せがありました。

5 月 20 日(水) ～22 日(金)

保土ヶ谷事務所の受付簿と家庭系対策課の審査記録との照合を行ったところ、当該団体を含む 11 団体の受付記録はありましたが、審査記録がありませんでした。

そこで保土ヶ谷事務所と家庭系対策課において、倉庫を含め申請書類の所在を確認しましたが、判明しませんでした。

5 月 23 日(土) ～25 日(月)

11 団体に対し経過を説明するとともに謝罪し、ご了承いただきました。

同時に奨励金の支払手続を進めています。

### 3 記載されていた個人情報の内容

実施団体代表者氏名及び代表者住所(11 団体)、実施団体担当者氏名(1 団体のみ)

### 4 原因

保土ヶ谷事務所から家庭系対策課に提出された時点での收受確認が行われていなかったため。

### 5 再発防止について

申請書類を家庭系対策課に提出する時点で、事務所及び家庭系対策課双方がダブルチェックを行うとともに收受確認簿を整備するなど、確実に書類確認を行うことにより再発防止を図ってまいります。